

知っていますか？ 離婚時の年金分割制度

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早めに名護年金事務所にご相談ください。

※年金分割割合を定める調停などの長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停の成立日から6か月以内であれば手続き可能です。

離婚時の年金分割イメージ

サラリーマンなどが加入する厚生年金は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。

離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

年金分割の方法(2種類)

①合意分割

お二人からの請求により、年金を分割できます。

年金分割の割合は、お二人の合意又は裁判手続きによって決定されます。

②3号分割

サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者*であった方からの請求により年金を分割できます。年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

*厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声①▶②

農業者の皆さん!農業者年金に加入しませんか?

☆農業者年金の6つのポイント

- ① 農業者の方なら広く加入できる(年60日以上従事で65歳未満)
※60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者
- ② 少子高齢時代に強い積立方式(確定拠出型)の年金
- ③ 保険料の額は千円単位で自由(月額2万円～6万7千円)に決められる
- ④ 終身年金で、80歳前に亡くなった場合は死亡一時金が遺族へ支給される
- ⑤ 保険料の全額が社会保険料控除されるなど税制面の優遇措置がある
- ⑥ 認定農業者など一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

保険料支払いによる節税効果

課税対象所得	税率	加入者の支払った保険料別の節税額(年額)		
		政策支援加入	通常加入	
		月額1万円の場合	月額2万円の場合	月額6.7万円の場合
195万円以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。

保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

お問い合わせ：JAおきなわ恩納支店 ☎966-8103

恩納村農業委員会 ☎966-1204



▲詳しくはこちらから